

市第 121 号議案

青葉消防署青葉台消防出張所複合施設用地のかしに係る
損害賠償請求についての和解

青葉消防署青葉台消防出張所複合施設用地のかしに係る損害賠償
請求について、次のように和解する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

甲 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

乙 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

東京急行電鉄株式会社

代表取締役 野 本 弘 文

2 和解条項

- (1) 乙は、甲に対し、本件事件に関する和解金として59,098,211
円の支払義務があることを認め、これを平成24年 3 月31日限り
、甲の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込費
用は、乙の負担とする。
- (2) 甲は、本件事件に関する乙に対するその余の請求を放棄する
。
- (3) 甲と乙との間には、本件事件に関し、本和解条項で定めるほ
か、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

提 案 理 由

青葉消防署青葉台消防出張所複合施設用地のかしに係る損害賠償請求について、東京急行電鉄株式会社と和解したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成 7 年 11 月 28 日 横浜市は、東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）と青葉区青葉台一丁目 4 番の土地（以下「本件土地」という。）の売買契約を締結した。
- 2 平成 22 年 1 月から平成 22 年 8 月まで 本件土地における青葉消防署青葉台消防出張所複合施設の建設工事において、本件土地に油含有土壌及び地中障害物があることが判明したため、横浜市の負担により、それらの処分等を行った。
- 3 平成 22 年 12 月から平成 23 年 12 月まで 横浜市と東急電鉄との間で、上記処分等によって横浜市が被った損害について話し合いが行われた。
- 4 平成 23 年 12 月 15 日 横浜市と東急電鉄との間に和解の協議が調った。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192

条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。)に係る同法第 11 条第 1 項(同法第 38 条第 1 項(同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略)